

ミツヒロニュース



実りの秋がやって来ました。今年は、台風が農作物の産地を直撃して、収穫が厳しいところが有ります。先日「運を呼び込む神様ごはん」(開運料理人ちこ著)に、「飯は、ただお腹を満たすものではなく、心を満たすもの。神様の光をいただくものだ」と有りました。食べ物は、太陽の光によって命を育んでいます。私も感謝して「ただきだ」と思ひます。 光度 昌史

今月のトピックス

- ◇QRコードでマイナンバー情報抜き取り
- ◇株主リストと別表二
- ◇税務調査の基礎知識(51)
「印紙税の課税文書とは?」
- ◇厚生年金保険料率の引き上げ
- ◇あとがき
ラジオ体操始めました



QRコードでマイナンバー情報抜き取り

マイナンバーカード裏面の QR コードをインターネット上に掲載しないよう、総務省が呼び掛けています。画像を見た他者に容易にマイナンバー（個人番号）を知られてしまうおそれがあるそうです。

同省自治行政局が、内閣府大臣官房と個人情報保護委員会との連名で公表した注意喚起文書によると、マイナンバーカードに記載された QR コードが見られる状態でインターネットに掲載することは、マイナンバー関連情報の第三者への提供を制限する法律（特定個人番号法 19 条）に違反するとのこと。そして、その QR コードを他者がスマートフォンで読み取ると、マイナンバーが簡単にわかつてしまうおそれがあるそうです。

そのため、マイナンバーカード裏面に記載された 12 術のマイナンバーに加え、QR コードをインターネットなどの媒体に掲載することのないように注意喚起しています。

カード裏面の QR コードは、自治体の担当者の番号取得を容易にして、事務処理速度を高めるためのもの。悪意のある他者に利用されるおそれは想定されていなかったようで、カード配布から半年以上経って注意喚起に至りました。

なお、インターネットに掲載された QR コードからマイナンバーを読み取って収集することは、マイナンバーの収集を制限する法律（特定個人番号法 20 条）に違反する行為となります。



株主リストと別表二

2016年8月号にて「株主リストの添付の義務付け」について取り上げましたが、
今回は「別表二」との関連について解説いたします。



平成28年10月1日以降に行う一定の登記申請の際、「株主リスト」を添付しなければならないと聞きました。この「株主リスト」について、法人申告書の「別表二」を利用することもできるようですが、この「別表二」とは何でしょうか？



平成28年10月1日に施行される商業登記規則の改正により、株主総会の決議等を経る必要がある登記の場合には、同日以降の登記申請に際し、代表者が証明した株主の情報が記載された一定の書面（以下、株主リスト）の添付が義務付けられました。

1. 改正の背景

株主総会議事録を偽造して役員になりすまし、変更登記を行い会社の財産を処分するなど登記を悪用した犯罪や違法行為に対して、消費者保護や犯罪抑止のための登記の真実性の担保強化、法人の所有者情報を把握することで透明性確保や悪用防止の国際的な要請などを背景に、当該改正が行われました。

2. 株主リストの対象者と記載事項

株主リストへの記載対象となる株主や、代表者が証明すべき記載内容は、登記すべき事項に応じ、それぞれ次のとおりです。

	株主全員の同意が必要な登記の場合	株主総会の決議が必要な登記の場合
記載対象者	株主全員	次の1.と2.いずれか少ない方の株主 1.議決権数上位10の株主（議決権を行使できない自己株式等は除く） 2.議決権割合が2/3に達するまでの株主（議決権割合の多い方から順に加算）
記載内容	1.株主の氏名又は名称 2.住所 3.株式数 4.議決権数	1.株主の氏名又は名称 2.住所 3.株式数 4.議決権数 5.議決権数割合

3. 法人税申告書「別表二」との関連

法人税の申告をする際、別表二（同族会社等の判定に関する明細書）を提出します。この別表二は、特定の株主等によって会社が支配されているか判定する書類です。

そのためここには、次のように判定の基準となる株主等について、保有株式等の明細を記載する欄が設けられています。

別表二 と か る 株 主 等 の 株 式 持 分 の 明 細					
順位	同族会社となる株主（社員）及び同族会社等の持株者	特定基準となる株主等との親附	株式持分又は出資額	株式持分又は出資額で占める割合	その他の株主等
1	会員又は社員	会員又は社員	10	50	23
2		会員又は社員			22
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

このように別表二には、株主リストと同等の記載項目もあることから、中小企業の事務負担に配慮し、株主リストに別表二を添付することで、左記記載内容の2.及び3.を省略することが可能とされています。しかし、全てのケースにおいて別表二が株主リストの記載内容を満たしているとは限らないため、利用できるか否かを判定するフローチャートが法務省で用意されています。

次ページでは議決権割合が2/3に達するまでの株主を記載対象とした場合の、判定フローチャートをご用意しましたので、参考にしてください。

なお“株主総会”がない医療法人などは、今般の改正の対象とはなりません。ご留意ください。

別表二（同族会社等の判定に関する明細書）を利用するか否かの判定フローチャート
〔議決権数の合計が総議決権の2/3に達するまでの株主を記載対象とした株主リストの場合〕

別表二の「発行済株式の総数又は出資の総額の欄」は、
「発行済株式の総数」が記載されている株式会社ですか？

いいえ



別表二は利用できません

別表二に記載された株主の氏名・住所・株式数等は、株主総会の日（又はその基準日）と同じですか？

いいえ



種類株式発行会社ですか？

種類株式発行会社は、株主リストに株主が有する種類株式の種類及び種類ごとの数を記載するため、利用できません。

はい



同族関係者の保有する株式を合計して記載していますか？

この「同族関係者」とは、別表二「判定基準となる株主等との続柄」欄にある、「本人」以外の続柄（「妻」「子」など）があれば、“はい”に該当します。

法務局



株主総会で議決権行使することができた株主の議決権を、議決権の多い順に加算し、その合計が登記事項につき議決行使することができた総株主の議決権の2/3に達するまでの間に、別表二に記載されていない株主はいますか？

株主リストに記載する「議決権数」は、登記事項について株主総会で行使することができた株主の議決権を基準とするため、別表二の「議決権数」とは異なる場合があります。また算定対象となる議決権は、株主総会に出席した株主の議決権に限られませんが、登記事項について決議行使できるものに限られます。

別表二に記載された株主のうち、登記事項について株主総会で議決権行使することができた株主の議決権を合計すると、登記事項につき議決権行使できた総株主の議決権の2/3を超えますか？

株主リストに記載する「議決権数」は、登記事項について株主総会で行使することができた株主の議決権を基準とするため、別表二の「議決権数」とは異なる場合があります。また算定対象となる議決権は、株主総会に出席した株主の議決権に限られませんが、登記事項について決議行使できるものに限られます。

はい

いいえ

はい

いいえ

別表二は利用できません

別表二は利用できます

別表二は利用できません





イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ51. 「印紙税の課税文書とは？」

印紙税の「課税文書」に該当する場合には、印紙を貼る必要があり、国税庁では「印紙税額一覧表」に例挙しています。

印紙税とは、日常の経済取引に伴って作成する契約書や領収書等に課税される税金をいいます。印紙税の「課税文書」とは、下記の要件すべてを満たすものをいいます。

- ①印紙税法別表第一（課税物件表）に掲げられている20種類の文書により証明されるべき事項（課税事項）が記載されていること
- ②当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること
- ③印紙税法第5条(非課税文書)の規定により印紙税を課税しないこととされている非課税文書でないこと

これに対し、領収書をWEB形式で発行したり、電子メールにより送付するなど電子的手段により行うものは「電子文書」とされます。電子文書は、実際に文書が交付されないことから、課税物件が存在せず、印紙税の課税要因が発生しないことになります。ここで、WEB上で発行された領収書を証憑書類として保管するために印刷した場合はどうなるのかといった疑問がよく聞かれます。

結論は、コピーした文書と同様のものと認められるため、課税文書に該当しませんので、印紙は不要とされます。その他、クレジット販売の場合は、クレジット利用伝票（お客様控）のほかに領収書を作成することがあります、このケースでは領収書であっても金銭又は有価証券の受領事実がないことから、表題が「領収書」となっていても、課税文書には該当しませんので、印紙を貼る必要はありません。

ただし、クレジットカード利用であることを領収書に明記しないと、課税文書に該当しますので、ご注意ください。

ペーパーレス化のため、領収書に限らず、契約書や注文請書などもPDFファイル等の形式で行うことにも増えており、印紙を貼らないケースが増えます。

しかし、電子文書により印紙税の課税を回避することは問題になっており、電子文書と紙の文書との間での課税の公平性も欠いていることから、将来的には電子文書にも課税する法改正があるのでとの声も挙がっています。

今後の動向に注目です。

参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご俱楽部



厚生年金保険料率の引き上げ

厚生年金の保険料率が、9月分（10月末納付期限分）から引き上げられます。

給与計算において、控除する保険料の変更を忘れないように行っておきましょう。一般被保険者の保険料率は、それまでの17.828%から0.354ポイント引き上げられ、18.182%になります。



あとがき 下田です。スポーツの秋ですね。今年こそ体を動かそう！と目標にしても、実行に移せていなかったので、手軽に出来るラジオ体操を始めました。最初は体の堅さに驚きましたが、少しスムーズに動けるようになりました。体全体を使うので、ジンワリ汗をかき、血流が良くなるのを実感します。友人などの話を聞くと職場の朝礼や3時の休憩時にラジオ体操を取り入れている企業も少なくないようです。今後も少しずつ運動量を増やし、健康維持を心がけたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営算盤
**Office
Mitsuhiko**

株式会社オフィスマツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

